

特定飼養等施設の基準の細目等（告示の関連部分の抜粋）

1. アノリス・エクエストリス（ナイトアノール）及びアノリス・ガルマンニ（ガーマンアノール）
 イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。
 ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間
 ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。
 (1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。
 (i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
 (ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）
 (iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
 (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。
 (i) 特定外来生物の種類
 (ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量
 (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項
 ニ 識別措置の内容を届出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。
 ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外ですることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。
2. ボイガ・キュアネア（ミドリオオガシラ）、ボイガ・キュノドン（イヌバオオガシラ）、ボイガ・デンドロフィラ（マングローブヘビ）及びボイガ・ニグリケプス（ボウシオオガシラ）
 イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。
 ロ 飼養等の許可の有効期間 五年間
 ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、繁殖、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡し、死亡、殺処分その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に識別措置に係る情報と併せて環境大臣に届け出ること。ただし、展示を目的とした飼養等をするものであって、次に掲げることを条件として付する場合は、この限りでない。
 (1) 飼養等に係る特定外来生物について次に掲げる情報を記載した台帳を備え付け、五年間保管するとともに、環境省職員の求めがあったときはこれを閲覧させること。
 (i) 個体ごとの飼養等の開始年月日及び開始の事由並びに終了年月日及び終了の事由
 (ii) 飼養等をした個体の識別措置の内容（現に実施している識別措置の内容が、飼養等の開始前に付されていた識別措置と異なる内容である場合は、開始前の内容と開始後の内容の対照関係について明らかであること。）
 (iii) 個体の譲渡し等を行った場合は、個体ごとに記載した譲渡し等の相手方の氏名又は名称及び飼養等の許可番号
 (2) 飼養等の許可を受けた日から一年ごとに、毎年、その許可を受けた日の属する月の翌月末までに、当該一年間に飼養等をした個体に係る次に掲げる事項を記載した報告書を環境大臣に提出すること。
 (i) 特定外来生物の種類
 (ii) 一年間に飼養等をした個体の総数量、増減した数量及び現存量

- (iii) 数量の増減に係る個体についての条件である(1)(i)から(iii)までに掲げる事項
- 二 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体の総排泄孔より前の左体側皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を証する獣医師の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。ただし、次のいずれかに該当している場合は、この限りでない。
- (1) 飼養等の許可を受ける際現に飼養等をしている個体について、既にマイクロチップ（国際標準化機構が定めた規格一一七八四号又は一一七八五号に適合しないものに限る。以下この(1)及び(3)において同じ。）が埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該許可を受けたときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (2) 体長が五十センチメートルに満たない個体又はマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない老齢、疾病等の個体であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真及び老齢、疾病等によりマイクロチップの埋込みに耐えられる体力を有しない個体にあっては当該事実を証する獣医師が発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (3) 輸入、飼養等の許可を受けた者その他の者からの譲受け若しくは引受け又は捕獲の際、当該個体について、既にマイクロチップが埋め込まれている場合であって、当該マイクロチップの識別番号を証する獣医師又は行政機関の発行した証明書を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (4) 学校教育法第五十八条に規定する教授、准教授、助教若しくは講師又はこれらと同等と認められる研究者が自己の研究の用に供するために飼養等をする特定外来生物について、個体の総排泄孔より前の左体側皮下にマイクロチップの埋込みを行い、当該マイクロチップの埋込みの事実及びその識別番号を記載した書類を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- (5) マイクロチップを使用した識別措置を当面講ずることができない事由があると環境大臣が認める場合であって、当該個体を収容する特定飼養等施設に許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出する場合
- ホ 特定外来生物の取扱方法
- 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等による個体の係留等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

3. ブフォ・コグナトゥス（プレーンズヒキガエル）、ブフォ・グタトゥス（キンイロヒキガエル）、ブフォ・プンクタトゥス（アカボシヒキガエル）、ブフォ・クエルキクス（オーパヒキガエル）、ブフォ・スペキオスス（テキサスヒキガエル）及びブフォ・テュフォニウス（コノハヒキガエル）
- イ 特定飼養等施設の基準の細目 おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設又は水槽型施設等のいずれかであること。
- ロ 飼養等の許可の有効期間 三年間
- ハ 届出が必要となる数量の変更の事由及び届出を行わなければならない期間 輸入、譲受け、引受け、捕獲その他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が増加し、又は譲渡し、引渡しその他の事由により飼養等をする特定外来生物の個体の数量が減少した場合にあっては、当該事由が発生した日から三十日以内に環境大臣に届け出ること。
- ニ 識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法 個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識を掲出し、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。
- ホ 特定外来生物の取扱方法 特定飼養等施設の外で飼養等をしないこと。ただし、特定飼養等施設の清掃、修繕等のため、同じ敷地内に位置する他の特定飼養等施設への移動のため、又は他の場所への移動に用いる特定飼養等施設への収容のため、一時的に特定外来生物の飼養等を特定飼養等施設の外であることとなる場合であって、その間、複数の取扱者の立会いの下、十分な強度を有する網に入れること等の適切な逸出防止措置を講じている場合は、この限りでない。

【参考：おり型施設等、擁壁式施設等、移動用施設及び水槽型施設等の要件】

(おり型施設等)

- 「おり型施設等」とは、おり型又は網室型の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りではない。
 - ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ハ おり型の施設にあってはおりの格子の間隔が、網室型の施設にあっては網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることのできないものであること。
 - ニ 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - ホ ニの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
 - ヘ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - ト 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(擁壁式施設等)

- 「擁壁式施設等」とは、擁壁式、空堀式又は柵式の施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ロ 擁壁式又は空堀式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するため、その壁面は平滑であり、かつ、十分な高さを有すること。
 - ハ 柵式の施設にあっては、特定外来生物の逸出を防止するための返し、電気柵等の設備を有し、かつ、十分な高さを有すること。
 - ニ 柵式の施設にあっては、柵の格子の間隔又は金網の目の大きさが、特定外来生物が通り抜けることができないものであること。
 - ホ 電気柵を設ける場合にあっては、停電時に直ちに作動できる発電機その他の設備が設けられていること。
 - ヘ 擁壁、空堀又は柵の内部及びその周辺には、特定外来生物の逸出を容易にする樹木、構造物等がないこと。
 - ト 外部との出入口の戸は、二重以上となっていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - チ ドの出入口の戸については、飼養等をする特定外来生物の体が触れない場所に施錠設備が設けられていること。
 - リ 給排水設備を通じて特定外来生物が外部に逸出しないよう当該設備に逸出防止措置が講じられていること。
 - ヌ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。

(移動用施設)

- 「移動用施設」とは、特定外来生物の運搬の用に供することができる施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ロ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じができるものであること。
 - ハ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
 - ニ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ及び構造であること。
 - ホ 閉じることができる箱、袋等の二次囲いに収納して運搬可能であること。ただし、施設が活魚運搬車である場合にあっては、この限りでない。

(水槽型施設等)

- 「水槽型施設等」とは、水槽又はこれに類する施設であって、次に掲げる要件を満たすものをいう。
- イ 土地その他の不動産に固定されている等容易に移動又は運搬をすることができないものであること。ただし、野外から隔離することができる室内に常置する場合にあっては、この限りでない。
 - ロ 特定外来生物の体力及び習性に応じた堅牢な構造であり、かつ、振動、転倒、落下等による外部からの衝撃により容易に損壊しないものであること。
 - ハ 個体の出し入れや給餌等に用いる開口部は、ふた、戸等で常時閉じができるものであること。ただし、条鰐亜綱に属する特定外来生物に係る施設であって、水槽の壁面が十分な高さを有し

- 、特定外来生物が逸出するおそれのない場合又は屋外から隔離できる室内に常置する場合は、この限りでない。
- ニ 開口部のふた、戸等については、飼養等をする特定外来生物の体の触れない部分に施錠設備が設けられていること。ただし、当該施設を屋外から隔離することができる室内に常置する場合であって、施錠以外の方法で、特定外来生物が逸出できないよう開口部を封印できる場合は、この限りでない。
- ホ 空気孔又は給排水孔を設ける場合は、その孔が特定外来生物が逸出できない大きさ又は構造であること。
- ヘ 申請者が当該施設を維持管理する権原を有していること。